

外貨保管サービス ご利用の条件

2020年03月現在

外貨保管サービスは、当行のインターネットバンキングより両替の申請を行い、両替した外貨を最大60日間銀行で保管することができるサービスです。銀行に保管中、お受取場所(ご自宅またはお勤め先)をご指定いただき外貨をお受取りいただくか、一度両替した外貨を再度円貨に両替し、円普通預金口座へ入金することができます。

※銀行に保管できる期間は、両替した日から最大60日間となります。

※一度両替した外貨を再度円貨に両替すると、ご入金時に再度為替手数料がかかります。

【外貨の取扱について】

- 記載のサービス内容は2020年3月現在のものであり、社会情勢の変化等によりサービス内容については予告なく変更することがございます。
- 外国為替相場の変動によりレートの提示ができない場合など、予告なく受付を停止させていただくことがございます。
- 本サービスに適用するレートは、お申込受付時点の当行が設定した為替レートとなります。また外国為替相場の変動などにより、為替レートは変わることがございます。お申込の際は為替レートを必ずご確認ください。
- 金種のご指定はできません。
- 当行へのお申込が完了した時点で、契約が成立したものとし、契約成立後の取引の変更または解約はできません。ただし、当行がやむを得ない事情があるものと認めた場合には、当行の裁量で解約のご依頼を受け付けることがありますので、取引の解約をご希望の方は当行コールセンター(0120-015-017)までご相談ください。
- 代金をお支払いいただき、お客さまのお受取が完了した後の取消は、いかなる場合でもお受けできません。
- ご購入いただいた外貨をご売却または円に両替いただく場合、外国為替相場の動向によっては、1通貨単位あたりのお受取円貨額が、ご購入時の1通貨単位あたりのお支払円貨額を下回る場合がございます。
- 一定期間に本サービスを一定金額または一定回数お申込いただいたお客さまに、ご本人さまを確認するための資料のご提出や、お取引目的・ご職業等の情報のご提供をお願いする場合がございます。その場合、お客さまには、お申込時にご入力いただいた電話番号に、当行コールセンター(0120-015-017)よりご連絡をさせていただきますが、ご連絡が取れない場合は、お取引を保留させていただきます。また、法令上必要となるお手続きを行うため、一定の日数が必要となる場合がございます。この資料のご提出等を行っていただけない場合またはこのお手続きを行えない場合には、お申込はなかったものとし、当行は責任を負わないものとさせていただきます。
- 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれが認められると当行が判断した場合、その他当行が本サービスを提供することが不適切であると判断した場合には、お申込をお断りまたは取引を解約することがございます。

【為替手数料について】

- 外貨現金をご購入いただく場合、お申込受付時点の当行基準レート(仲値)に対し、下記の手数料を反映させたレートを適用します。レートは申込画面にてご確認ください。

〈両替スプレッドが円で計算される場合〉

・対象通貨・・・米ドル、ユーロ、英ポンド、カナダドル、オーストラリアドル、中国人民元、香港ドル、シンガポールドル、台湾ドル、タイバーツ、ベトナムドン

・為替手数料(例)・・・1外国通貨単位あたり3円

※ただし上記の為替手数料はあくまでも例示であり、予告なく変更することがございます。

〈両替スプレッドが%で計算される場合〉

・対象通貨・・・韓国ウォン

・為替手数料(例)・・・両替金額の3%を乗じた金額

※ただし上記の為替手数料はあくまでも例示であり、予告なく変更することがございます。

最新の為替手数料については、当行コールセンター(0120-015-017、受付時間:平日9時~18時)までお問い合わせください。

【ご購入金額について】

○一度にご購入いただける金額は、5万円相当額以上30万円以下(日本円換算)です。なお、1ヶ月あたりご購入いただける上限金額は90万円です。

※最低ご利用金額およびご利用単位は、500米ドル/10米ドル単位、500,000韓国ウォン/10,000韓国ウォン単位、500ユーロ/10ユーロ単位、となります(為替レートの変動により最低ご利用金額は変動します)。

○ご購入いただける両替金額の上限は、お一人さまあたり100万円換算相当額までです。

【受付完了時に発行される申込番号について】

○当行は、受付完了時に発行される申込番号を保有しているお客さまに対して外貨をお渡しします。

○当行が、上記情報を保有している利用者以外の第三者が詐欺、盗難、強盗等により本人に代わって外貨を受領したとしても、当行は責任を負わないものとします。お客さまにて厳重に管理していただきますようお願いいたします。

【当行が発行する申込番号について】

○本サービスにおけるお客さまの確認は、取引完了後に当行が発行する申込番号にて行います。申込番号はお客さまのお申込みの携帯端末以外でメモするなどして必ず控えていただきますようお願いいたします。

【受取方法について】

○お受取方法は、両替した日から60日の期間内で以下のいずれかをご選択いただけます。

・円でお受け取り(引落した普通預金口座へ入金)

・宅配(ご自宅またはお勤め先)

※両替した日から60日を過ぎますとお受取方法のご指定はできません。

※一度両替した外貨を再度円貨に両替すると、ご入金時に再度為替手数料がかかります。

※お受取方法のご指定が無いまま、両替した日から60日を経過しますと、自動的に両替した外貨を円貨に再両替し、引落した普通預金口座へ入金します(ご入金時に再度為替手数料がかかります)。

※両替した日から60日目を基準として15日前、7日前の計2回にわたり期限のご案内をEメールにてお送りします。

【受取場所について】

○本サービスはご自宅またはお勤め先でお受け取りいただけます。

※ご自宅の場合はマンション名・号棟、お勤め先の場合は会社名・部署名等詳細を必ずご入力ください。

※ご不在または住所入力相違によりお届けした外貨が当行に返戻となった場合、ご注文いただいた外貨を円貨に再両替のうえ、引落とした普通預金口座へ返金致します(ご返金時に再度為替手数料がかかります)。

【外貨の持込・持出制限等について】

○海外の法規制等による外貨の持込・持出制限等については外務省海外安全ホームページ等をご確認下さい。

○100万円(北朝鮮を仕向地とする輸出にあつては10万円)相当額を超える現金を携帯して出国(入国)する場合には、出国(入国)時に税関への申告が必要です。

【受取日について】

○原則として、宅配をお申込みいただいた日の翌営業日以降にSBJ銀行から日本郵便へ引渡し、転送不要の簡易書留郵便として発送いたします。

○お届け日およびお届け時間のご指定はできません。

○配送日数は地域により異なりますので、余裕をもってお申込みください。

【配送におけるご留意点について】

○原則、お申込みいただいた翌営業日に、転送不要の簡易書留郵便として発送いたします。発送時に、お申込画面内の「外貨両替内訳」にて『お問い合わせ番号』をご案内します。

○お届け状況に関しましては、日本郵便のホームページでご確認いただけます。

○外国通貨取引における郵便局による配送途上の盗難、強盗、ストライキ、社会的騒乱、地震、天災等不可抗力等により取引ができなくなった場合、当行は責任を負わないものとします。

【変更または取消について】

○ご注文確定後に、ご注文を変更または取り消すことはできません。

○当行がやむを得ない事情により取消またはお受け取りできなかったと判断した場合、当行の裁量により取引の解約または返却のご依頼を受け付けることがございますので、当行コールセンター(0120-015-017)までご相談ください。

【外国籍のお客さまの氏名入力について】

○外国籍のお客さまが本サービスをご利用いただく場合、当行にてご本人さまであることの確認をさせていただく場合がございますので、在留カードまたはパスポート等で表示される氏名にてご入力をいただきますようお願いいたします。

【未成年者の方について】

○お客さまが未成年者である場合は、法定代理人の同意を得たうえで本サービスを利用するものとします。

【お子さまによる携帯端末の誤操作・紛失・買い替え、データ消失について】

○お子さまによる携帯端末の誤操作または紛失・買い替え、データ消失があった場合、当行は責任を負わないものとします。お客さまにて厳重に管理していただきますようお願いいたします。

【外貨をお受取りいただけなかった場合について】

- お客さまのご不在や住所入力相違等により、お届けした外貨が当行に返戻された場合、ご注文いただいた外貨を再度、円貨に両替のうえ、返金処理をさせていただきますのでご注意ください（返金処理の際に再度為替手数料がかかります）。
- ご自宅・お勤め先でのお受取りをご指定いただいていた場合は、原則、当行に返戻された日の翌営業日に返金いたします。
- ご返金する際の円貨に両替する際のレートは、円貨に両替する時点の当行が設定した為替レートとさせていただきます。

【税金について】

- 為替差益は、原則として雑所得となり確定申告による総合課税の対象となります。但し、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。詳しくは、お客さまご自身で税理士等にご相談ください。

【預金保険について】

- 本サービスは、預金保険の対象ではありません。

【お客さま情報の利用目的について】

- 当行は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、お客さまの個人情報を、下記の業務において、利用目的の達成に必要な範囲内にて利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

<業務内容>

- ① 預金業務、内国為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、保険募集業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

<利用目的>

当行、当行の子会社・関連会社および提携会社の金融商品やサービスに関し、次の利用目的で利用いたします。また、特定個人情報については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第29条第3項、第32条で定められた目的で利用いたします。

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ③ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等、または金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ④ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ⑤ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑥ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため

- ⑦ 与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑧ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑨ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑩ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品またはサービスの研究や開発のため
- ⑪ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑫ 提携会社等の商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑬ お客さまに対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
- ⑭ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑮ その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ⑯ 租税特別措置法第37条の11の3第7項の特定口座年間取引報告書をはじめとする各法令に基づく支払調書等を提出するため

・当行は、銀行法施行規則第13条の6の6により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

・当行は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の機微情報及び個人情報保護法第2条3項に定める要配慮個人情報について、法令等に基づく場合や適切な業務運営その他必要と認められる目的の範囲においてお客様の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

・当行は、法で定める場合を除き、予めご本人の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を第三者に提供することはいたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いを委託する場合、合併等の場合等には、お客様の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を提供することがあります。なお、個人番号については番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者へ提供いたしません。

・当行は、原則として個人情報保護法第2条9項に定める匿名加工情報の取扱いをいたしません。例外的に取扱う場合には、個人情報保護法第36条から第39条までの規定を遵守いたします。

【反社会的勢力ではないことの表明】

○お客さまは、お申込みをもって、反社会的勢力等とは一切関係ない旨表明し確約するものとします。なお、反社会的勢力等とは、以下の①から⑥に該当する者をいいます。

①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」といいます)

②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

④自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑥役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

○お客さまは、お申込みをもって、自らまたは第三者を利用して次の①から⑤に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

○お客さまが上記の表明または確約した事項について違反し、当行がお客さまとの取引を行うことが不適切であると判断した場合には、この取引を停止され、または取引を解約されることにお客さまは同意するものとします。

○お客さまは、上記に基づいて当行がこの取引を停止または解約したことによってお客さまに生じた損害については、当行は一切責任を負わないことに同意するとともに、この解約または停止により当行に損害が生じたときは、お客さまはその一切の損害を賠償することに同意するものとします。

以上